

「第7版 醸造用資材試験法」正誤表

場所	項目	誤	正
32 頁 7 行	Ⅲ-1-2 力価	力価は次式により滴定値を試料 1 g あたりに換算した値をもって表わす。	力価は次式により滴定値を試料 1 g あたりに換算した値をもって表わす。 <u>ただし、0.0025mol/L ポリビニル硫酸カリウム溶液として市販変更品『N/400 PVSK 溶液（富士フィルム和光純薬）』を用いる場合は、力価の計算値に 1.08 を乗じて補正する。</u>
40 頁 18 行	Ⅲ-3-5 ヒ素	ヒ素標準液 <u>4.0mL</u> を量り	ヒ素標準液 <u>3.0mL</u> を量り
55 頁 15 行	Ⅲ-8-3 鉛	<u>塩酸：HCl</u> <u>ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム：C₅H₁₂N₂S₂（原子吸光分析用）</u> <u>酢酸ブチル：CH₃COOCH₂CH₂CH₂CH₃〔JIS-K8377、特級〕</u>	<u>Ⅱ-5 による。</u>
55 頁下 1 行	Ⅲ-8-3 鉛	液とする。	液とする。 <u>試料液にクエン酸水素二アンモニウム溶液（1→2）10mL を加える。指示薬としてチモールブルー試液 1mL を加え、アンモニア水を液の黄色が淡黄緑色に変わるまで加える。変色点が見にくい場合には、pH 試験紙又は pH 計を用いて pH8~9 に調整する。冷後、内容物を分液漏斗又は遠心管に移し、容器を少量の水で洗い、洗液を合わせ、約 100mL とする。</u>
65 頁下 2 行	Ⅳ-1-10 大腸菌	<u>リン酸水素二カリウム</u>	<u>リン酸二水素カリウム</u>
82 頁 4 行	V-1-3 鉛	<u>Ⅲ-3-4 による。</u>	<u>Ⅱ-5 による。</u>
82 頁 11 行	V-1-3 鉛	洗液をろ液に合わせて冷後、試料液とする。	洗液をろ液に合わせて冷後、試料液とする。 <u>試料液にクエン酸水素二アンモニウム溶液（1→2）10mL を加える。指示薬としてチモールブルー試液 1mL を加え、アンモニア水を液の黄色が淡黄緑色に変わるまで加える。変色点が見にくい場合には、pH 試験紙又は pH 計を用いて pH8~9 に調整する。冷後、内容物を分液漏斗又は遠心管に移し、容器を少量の水で洗い、洗液を合わせ、約 100mL とする。</u>
83 頁下 4 行	V-2-3 鉛	<u>Ⅲ-1-3 による。</u>	<u>Ⅲ-1-4 による。</u>